

令和6年度第3回亀岡市文化財保護審議会

1. 日 時:令和7年2月4日(火) 10:00~12:00
2. 場 所:亀岡市役所 別館 3階会議室
3. 出席委員:大場 修 会長  
深町 加津枝 副会長(オンライン)  
鷗島 三壽 委員  
田中 智子 委員  
野原 通夫 委員  
松岡 久美子 委員  
森島 康雄 委員  
横内 裕人 委員(オンライン)
4. 欠席委員:安藤 信策 委員  
豊田 知八 委員
5. 事務局:亀岡市生涯学習部長 三宅 敦史  
亀岡市生涯学習部文化芸術課長 小塩 睦子  
亀岡市生涯学習部文化芸術課文化財係長 飛鳥井 拓  
亀岡市生涯学習部文化芸術課文化財係主事 大西 文挙

6. 次 第:(1) 開会  
(2) 亀岡市指定文化財候補の答申について  
(3) 答申文の検討  
(4) 閉会

(1)開会

出席委員が過半数以上のため亀岡市文化財保護条例第17条第2項の規定に基づき会議が成立  
亀岡市生涯学習部三宅部長から開会のあいさつを行った。

(2) 亀岡市指定文化財候補の答申について

○事務局から亀岡市指定文化財候補の「旧有秋尋常高等小学校 奉安殿」の調書の説明を行  
った。

- 委員: 文化財名称は「旧有秋尋常高等小学校奉安殿」であるが、概要では「旧有秋尋常  
小学校」や「国民学校」と表記がある。これらの関係性は概要の文章だけではわか  
らない。  
また、調書の法量と概要内の文章の大きさに違いがある。  
図面をみると、柱の長さであるが、概要では土台寸法で測っているため整理をした  
方がよい。
- 委員: 学校名が変遷する中でどの名称を冠すべきかという問題があることは理解した  
が、必ず名称に学校名を冠する必要があるのか。
- 委員: 奉安殿は、全国の学校に作られ、学校ごとに意匠や大きさが違うものが出来上が

- 委員： っている。そのため、奉安殿の前に学校の名称を入れた方が適切だと考える。
- 委員： 有秋尋常高等小学校の名称については、奉安殿が竣工した時点での学校の名称のためそのように明記したと思われる。
- 委員： 国民学校の部分について括弧書きで(昭和16年に有秋尋常高等小学校から改称)など明記すればわかりやすいと思う。
- 事務局： 先ほど委員がおっしゃった通り、竣工した時点での学校名を入れている。概要の文章に説明を加える。指定名称については、竣工時点の学校名を入れる形で整理をする。
- 事務局： 函面については、専門家の方に現地調査をしていただいて出している数値である。そのため、本文中の大きさについては上記の法量に則して記載する形で整理をする。
- 委員： 参考文献について、発行年月日を記載してほしい。
- 事務局： 承知した。ただし、学校沿革誌などの資料については、表紙記載の情報と所蔵のみ記載とする。

○事務局から亀岡市指定文化財候補の「旧国恩寺関係資料」の調書について説明を行った。

- 委員： 添付資料1・2について、指定書に添付する形で指定を行うのか。
- 事務局： 指定書の文章中に、(添付資料1)、(添付資料2)と明記しているため、添付する形で指定を行う。
- 委員： 7ページの文中に、「旧国恩寺を護持する講は「鐘講」と呼ばれて、稱名寺・林幽寺の檀家20名ほどによって構成されているという」とあるが、今回指定を行う文化財の所有者は稱名寺で間違いないか。
- 事務局： 地元を確認したが、稱名寺所有で管理が鐘講である。
- 委員： 文化財名称に(稱名寺所蔵)と入れたのは、今後稱名寺以外の旧国恩寺関係資料を指定する予定があるためにそうしたのか。
- 事務局： 現時点で他に指定する計画はない。
- 委員： 7ページに「なお、浄法寺奉賛会所蔵の千手観音立像も旧国恩寺所蔵と伝わる」とあるが所蔵ではなく由来等に変えた方が良いのではないか。
- 事務局： 該当部分に関しては、文化財の評価に直接関係するものではないため、削除する。
- 委員： 指定調書のタイトルについて奉安殿の調書と相違がある。
- 事務局： 「亀岡市指定文化財 調書」で統一する。
- 委員： 文中に真宗とあるが、真宗大谷派や浄土真宗本願寺派などがあるなか、宗派表記としてはやや曖昧な書き方ではないか。そもそも「江戸時代に森村には、ほかに林幽寺(真宗)・稱名寺(浄土宗)があり、1村に3か寺が置かれていた」ことは、今回指定対象となる資料とどのような関係があるのか。
- 事務局： 浄土真宗であることを明記したかった。宗派等を分ける意図はなかった。該当の寺に確認して明記を改める。
- 事務局： 7ページの7段落目の「鐘講」の説明に「稱名寺・林幽寺の檀家20名ほどによって構成されている」とあるため、この前段として説明した。
- 委員： 資料①～⑩の順番に意味はあるのか。
- 委員： 資料として添付されている、私が作成した調書の順序を踏襲したのではないかと推測する。私の調書での配列は、まずご本尊である薬師如来坐像、次いで薬師如来の眷属である十二神将立像、以下は古い順である。
- 委員： 名称について議論があるが、歴史資料の分野では指定名称に、「所蔵」という形はとらないのが一般的だと思う。調書で所有者が明記されているため、「旧国恩寺関

係資料」で良いと思う。他のお寺にもあるのであれば、明記しても良いかもしれないが、それはそれで保護かける時に、文化財名称としては同じでもそれは問題ないと思う。

委員： それでは(稱名寺所蔵)をとるということで良いか。

事務局： 承知した。

委員： 附の取扱いについて。指定をする際は、附属品の「法然上人像木箱」は一緒に指定すべきであるか。

委員： 歴史資料で指定をする際も「附指定」として指定するべきであると思う。

事務局： 指定文化財調書の年代について、平安時代から明治時代の方が良いか。

委員： 附である法然上人像木箱を指定に含めるのであれば明治時代でもよいと思う。

委員： 歴史資料はわからないが、書籍・典籍、古文書部門で附を指定する場合には、附の年代は文化財の本来の年代と違うため、入れることはない。そのため、今回の場合でも、入れるべきではないと思う。

事務局： 附とする資料の年代は外すということを踏まえた上で、⑥の奪衣婆坐像が江戸から明治という評価になっている。そのため、年代は平安時代から明治時代にした方がよいか。

委員： 奪衣婆坐像の年代について、はっきりとは分からない。幕末から明治ごろであろうと推測できるが奪衣婆坐像に年代が明記されていないため断定はできない。

委員： 明治時代の可能性があるということか。

委員： 可能性もあると思う。

委員： 現在その判断しているのであれば明治時代は入れるべきと思う。

また、7 ページの上から 2 行目の、「いずれにせよ」となっているが、これは複数の可能性のニュアンスが入るため、ここでは、応安 7 年の室町幕府奉行人奉書が根拠になっているため、ここでは、「このことから」の方が適切だと思う。他にも表記ゆれがあるため修正をお願いしたい。

事務局： 承知しました。

委員： 33 ページの添付資料 2 について、旧国分寺関係資料という形で、すべて取り上げているが、もともと国恩寺に関係していたものとして、様々な所蔵者のものを一括されている。今回指定するものと、その他に所在するものとは分けて書かなければ混乱する可能性があると思う。答申の資料につけるのであれば分けていただきたいと思う。

添付資料2のNo.17について、「国恩寺旧蔵文書」という名称をつけているが、これは桑下漫録に国恩寺旧蔵文書と書いてあるのか。

事務局： 典拠の「桑下漫録」は江戸時代に書かれた地誌であるが、国恩寺の項目で、一連の文書がお寺の由緒と一緒に書かれているため、著者である矢部朴斎も実際に見たと考えている。

委員： 「国恩寺旧蔵文書」と表記するとそのような文書があると誤解させてしまう可能性があるため、引用されているだけであるならば、「桑下漫録」でもよいのではないか。

委員： 備考にある「新出」の文字は、今回の調査で見出されたことを意味するのであろうが、指定調書には不要である。また記述は、調書や添付資料1と整合性を持たせた方がよい。

委員： 旧国恩寺関係資料について、他の所有者も持っておられるということが調書で網羅されているのであれば、削除してもいいと思う。もし書ききれないということであれば、もう少し簡略に整理していただいた形で載せておくことも、今後調査の参考になると思う。

委員： 今回指定するものと、それ以外のものが見てわかるような形にしておけば、添付してもいいのかなと思う。

委員： 添付資料2の国恩寺伝承のところで○がしてあり、指定調書にないものはどれか。  
委員： 指定調書に出てくるのは⑥の「千手観音立像」だけである。  
委員： 国恩寺伝承の部分がはっきりしないのであれば、あえて載せる必要ないと思う。

○事務局から亀岡市指定文化財候補の「丹波亀山城惣構跡(秋葉神社)」の調書の説明を行った。

委員： 所有者について、旧亀岡町とあるがこれは亀岡市の所有ということで良いのか。  
事務局： そのとおりである。  
委員： 概要について、「天守閣を修繕した」とあるが、「天守閣」は近代になってからの言葉だと思うので「天守を修繕」に修正してほしい。  
事務局： 承知した。  
委員： 図面について、赤い部分が指定する範囲であると思うが、石垣の部分まで指定は行わないのか。  
事務局： 図面を作成する際に、ずれてしまったと思われる。石垣も指定範囲に含めるため図を修正する。  
委員： 秋葉神社の敷地全体が亀岡市の所有で間違いないか。  
事務局： 敷地全体が亀岡市の所有で間違いない。  
委員： 所有者を亀岡市に変更するということは、管理者も紺屋町自治会から亀岡市に変更するということによろしいか。今の所有者の書き方だと、過去に亀岡町から亀岡市に変わった際に管理が紺屋町に移ったと思える。  
事務局： 所有者を亀岡市のみに変更する。  
委員： 調書に寛政5年(1493)とあるが、1793の間違いであるため修正をお願いしたい。  
事務局： 承知した。  
委員： 39ページの図面について、今回指定する部分の子供銚収納庫とある部分は指定地に入らないのか。この部分の地面が破壊されて、史跡にはなり得ない等の判断がなされているのか。そうでなければ、入れるべきではないかなと思う。  
事務局： ご意見をいただきいれるべきというご意見があれば、修正させていただく。  
委員： 一番下の基礎の構造のところまで削られているかどうか、調べてみないとわからないが、あると思うため、支障がないのであれば、入れておいたらいと思う。子供銚収納庫が老朽化して、建て替えの必要がある時というときには問題が発生する可能性があるが、特に基礎の工事をしなければ問題はない。  
事務局： 子供銚収納庫の部分も追加するように修正する。  
委員： 法量に「総延長」「幅」「高さ」の記載があるが、史跡であれば面積が必要であるため追記してほしい。  
事務局： 承知した。  
委員： 発掘調査に関わる表が出ており、惣構跡と関係ないところの調査についても記載がある。今の表記の仕方であると、惣構跡の調査が7次あったように見えてしまう。  
事務局： 文章について、第1次から第5次まで削除し惣構跡の発掘調査のみを表記する。また、調査は7次まで実施し、第6次、第7次が惣構跡の調査であった旨を記載する。

○答申文(案)について、協議の内容を反映して、説明を行った。答申文の表記について、名称の横に時代区分を明記しているが削除することを説明した。

- 委員： 丹波亀山城惣構跡(秋葉神社)について、答申文と調書の年代が違う。
- 事務局： 年代の始めについては、戦国時代で良かったか。
- 委員： 調書内に明智光秀が惣構を作らせた内容が書かれているので、その時代につくられた可能性は十分あると思うため、年代はこのままでも良いと思う。
- 委員： 戦国時代はいつからいつまでを指すのか。
- 委員： 地域によって年代に違いが出てくる。大体は15世紀であることが多い。
- 委員： 書籍・典籍部門では、戦国時代という名称は使わない。1567年までが室町時代後期と表記し、その後は安土桃山時代とする。しかしこれは、書籍や古文書の時代区分であるため、史跡は史跡で使われる時代区分を使った方が良いと思う。
- 委員： 安土桃山時代の「桃山」については、文化史的な切り口であると思う。時代区分については、何を観点で区切るかで変わってくる。史跡の区切り方があるのであればそれに従ったらいと思う。
- 事務局： 京都府等に確認して、時代区分を決定する。

今後、調書等の修正をメールにて確認していただいたのち、大場会長から市長へ答申を行うことを確認して令和6年度第3回亀岡市文化財保護審議会を閉会した。